

審議会への意見聴取が不要となる天敵農薬について（案）

資料 12

農薬取締法（以下「法」という。）第 39 条第 1 項において、法第 3 条第 1 項の規定による新規農薬の登録のうち「法第 3 条第 3 項に規定する場合」、すなわち、申請する「農薬の農薬原体が、現に（中略）登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるとき」については、審議会への意見聴取の対象から除外されている。この具体的な内容について、平成 30 年 9 月 14 日の農業資材審議会農薬分科会において、

- ① 登録を受けている農薬と同じ原体を用いた新規製剤
 - ② 登録を受けている農薬の原体と同等である別原体を含む後発農薬
- が該当し、これらの新規農薬の登録については、審議会の意見聴取の対象から除外することとしたところ。

このうち②の「登録を受けている農薬の原体と同等である別原体」について、天敵農薬（ウイルス、細菌、真菌、原生動物等（共生細菌等を活性成分にもつ線虫を含む。）を使用する微生物農薬を除く）においては以下のとおりとしてはどうか。

天敵農薬における原体は、天敵農薬で防除のために利用される昆虫網及びクモ網の生物（以下「天敵生物」という。）を指すものとする。

天敵農薬において、原体が同等であるとは、天敵生物が同一の種であることを指すものとする。ただし、同一の種であることの確認は、形態学的な同定及び DNA 等の分子遺伝学的情報による同定によるものとする。